

別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件(第七十九条関係)

(平一三規則二六一・平二四規則一六一・平二六規則一七四・一部改正)

<p>一 水質汚濁注意報</p> <p>次表の上欄の項目の区分に応じ、河川水中の濃度が当該中欄に掲げる値以上の状態になったとき。</p> <p>二 水質汚濁警報</p> <p>次のいずれかに該当する状態が発生したとき。</p> <p>(一) 次表の上欄の項目の区分に応じ、河川水中の濃度が当該中欄に掲げる値以上である状態が二時間継続したとき。</p> <p>(二) 次表の上欄の項目の区分に応じ、河川水中の濃度が当該下欄に掲げる値以上の状態になったとき。</p>			
	項目	注意報等に係る河川水中の濃度(単位 一リットルにつきミリグラム)	警報に係る河川水中の濃度(単位 一リットルにつきミリグラム)
	カドミウム	〇・〇〇六	〇・〇一五
	全シアン	〇・二	〇・五
	鉛	〇・〇二	〇・〇五
	六価クロム	〇・一	〇・二五
	砒素	〇・〇二	〇・〇五
	総水銀	〇・〇〇一	〇・〇〇二五
	アルキル水銀	〇・〇〇一	〇・〇〇二五
	ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇一	〇・〇〇二五
	ジクロロメタン	〇・〇四	〇・一
	四塩化炭素	〇・〇〇四	〇・〇一
	一・二―ジクロロエタン	〇・〇〇八	〇・〇二
	一・一―ジクロロエチレン	〇・二	〇・五
	シス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇八	〇・二
	一・一・一―トリクロロエタン	二	五
	一・一・二―トリ	〇・〇一二	〇・〇三

	クロロエタン		
	トリクロロエチレン	〇・〇二	〇・〇五
	テトラクロロエチレン	〇・〇二	〇・〇五
	一・三—ジクロロプロペン	〇・〇〇四	〇・〇一
	チラウム	〇・〇一二	〇・〇三
	シマジン	〇・〇〇六	〇・〇一五
	チオベンカルブ	〇・〇四	〇・一
	ベンゼン	〇・〇二	〇・〇五
	セレン	〇・〇二	〇・〇五
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	二〇	五〇
	ふっ素	一・六	四
	ほう素	二	五
	一・四—ジオキサン	〇・一	〇・二五